

第8章 コンクリートシェッド

第1節 適用

1. 本章は、道路工事における道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RCシェッド工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工は、第1編第3章第4節道路土工の規定によるものとする。
3. 仮設工は、第1編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（ 共通編 コンクリート橋編）

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（ 共通編 下部構造編）

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（ 耐震設計編）

日本道路協会 道路土工 - 施工指針

日本道路協会 道路土工 - 排水工指針

日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針

日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針

日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針

土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針

日本道路協会 杭基礎施工便覧

日本道路協会 杭基礎設計便覧

日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧

土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）

土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）

日本道路協会 落石対策便覧

日本建設機械化協会 新編防雪工学ハンドブック

第3節 プレキャストシェッド下部工

8-3-1 一般事項

本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

8 - 3 - 3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2 - 4 - 4 既製杭工の規定によるものとする。

8 - 3 - 4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編2 - 4 - 5 場所打杭工の規定によるものとする。

8 - 3 - 5 深礎工

深礎工の施工については、第1編2 - 4 - 6 深礎工の規定によるものとする。

8 - 3 - 6 受台工

1. 請負者は、基礎材の施工については、**設計図書**に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。
2. 請負者は、均コンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
3. 請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。
4. 請負者は目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。
5. 請負者は、水抜きパイプの施工については、**設計図書**に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を**確認**しなければならない。
6. 請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。
7. 請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。
有孔管及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。

8 - 3 - 7 アンカー工

アンカー工の施工については、**設計図書**によるものとする。

第4節 プレキャストシェッド上部工

8 - 4 - 1 一般事項

本節は、プレキャストシェッド上部工としてシェッド購入工、架設工、横締め工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8 - 4 - 2 シェッド購入工

請負者は、プレキャストシェッドを購入する場合は、**設計図書**に示された品質、規格を満足したものを買い取らなければならない。

8 - 4 - 3 架設工

1. 架設工（クレーン架設）の施工については、第6編4 - 4 - 4 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。
2. 請負者は、支承工の施工については、**道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工**の規定によらなければならない。

8 - 4 - 4 土砂囲工

土砂囲工のコンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

8 - 4 - 5 柱脚コンクリート工

柱脚コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

8 - 4 - 6 横締め工

P C緊張の施工については、下記の規定によるものとする。

1. プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行うものとする。

引張装置のキャリブレーション

P C鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及びP C鋼材の見かけのヤング係数を求める試験。

2. プレストレスの導入に先立ち、1の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出するものとする。
3. 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。
4. 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。
5. プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、P C鋼材の拔出し量、緊張の日時等の記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
6. プレストレッシング終了後、P C鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないようにするものとする。
7. 緊張装置の使用については、P C鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。
8. P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々のP C鋼材の引張力を定めるものとする。

8 - 4 - 7 防水工

1. 請負者は、防水工の施工に用いる材料、品質については、設計図書によるものとする。
2. 請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が充分密着するよう施工しなければならない。

第5節 R Cシェッド工

8 - 5 - 1 一般事項

本節は、R Cシェッド工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8 - 5 - 2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2 - 3 - 3作業土工の規定によるものとする。

8 - 5 - 3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2 - 4 - 4既製杭工の規定によるものとする。

8 - 5 - 4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編2 - 4 - 5場所打杭工の規定によるものとする。

8 - 5 - 5 深礎工

深礎工の施工については、第1編2 - 4 - 6 深礎工の規定によるものとする。

8 - 5 - 6 躯体工

躯体工の施工については、第6編8 - 3 - 6 受台工の規定によるものとする。

8 - 5 - 7 アンカー工

アンカー工の施工については、**設計図書**によるものとする。

第6節 シェッド付属物工

8 - 6 - 1 一般事項

本節はシェッド付属物工として緩衝工、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

8 - 6 - 2 緩衝工

緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上げを標準とするがこれにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。

8 - 6 - 3 落橋防止装置工

請負者は、**設計図書**に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

8 - 6 - 4 排水装置工

請負者は、排水柵の設置に当たっては、路面（高さ、勾配）及び排水柵水抜き孔と梁上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。

8 - 6 - 5 銘板工

- 1．請負者は、銘板を**設計図書**に示された位置及び仕様により設置しなければならない。
- 2．銘板の材質はJIS H 2022（鋳物用黄銅合金地金）とする。
- 3．請負者は銘板に記載する寸法は建築限界としなければならない。

第9章 鋼製シェッド

第1節 適用

1. 本章は、鋼製シェッド工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第1編第2章第8節工場製品輸送工、道路土工は、第1編第3章第4節道路土工、仮設工は、第1編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（ 共通編 鋼橋編）
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（ 共通編 下部構造編）
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（ 耐震設計編）
- 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧
- 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧
- 日本道路協会 道路橋支承便覧
- 日本道路協会 鋼道路橋塗装便覧
- 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説
- 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集
- 日本道路協会 杭基礎施工便覧
- 日本道路協会 杭基礎設計便覧
- 日本建設機械化協会 新編 防雪工学ハンドブック
- 日本道路協会 道路土工 - 施工指針
- 日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針
- 日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針
- 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針
- 日本道路協会 道路土工 - 排水工指針
- 日本道路協会 落石対策便覧

第3節 工場製作工

9 - 3 - 1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、梁（柱）製作工、屋根製作工、鋼製排水管製作工、鋳造費、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2．請負者は、製作に着手する前に、第1編1-1-5施工計画書第1項の**施工計画書**への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接等製作に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合又は**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。

3．請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用に当たって、**設計図書**に示すものを使用しなければならない。

9-3-2 材 料

材料については、第6編4-3-2材料の規定によるものとする。

9-3-3 梁（柱）製作工

梁（柱）製作工の施工については、第1編2-3-14桁製作工の規定によるものとする。

9-3-4 屋根製作工

屋根製作工の施工については、第1編2-3-14桁製作工の規定によるものとする。

9-3-5 鋼製排水管製作工

鋼製排水管製作工の施工については、第6編4-3-7鋼製排水管製作工の規定によるものとする。

9-3-6 鋳造費

鋳造費については、第6編4-3-11鋳造費の規定によるものとする。

9-3-7 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第1編2-3-15工場塗装工の規定によるものとする。

第4節 鋼製シェッド下部工

9-4-1 一般事項

本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定めるものとする。

9-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

9-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

9-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

9-4-5 深礎工

深礎工の施工については、第1編2-4-6深礎工の規定によるものとする。

9-4-6 受台工

1．請負者は、コンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

2．請負者は、基礎材の施工については、**設計図書**に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。

3．請負者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。

- 4．請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- 5．請負者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧第5章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- 6．請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- 7．請負者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。
- 8．請負者は、目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 9．請負者は、止水板の施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 10．請負者は、水抜きパイプの施工については、**設計図書**に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を**確認**しなければならない。
- 11．請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。
- 12．請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。
有孔管及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。

第5節 鋼製シェッド上部工

9-5-1 一般事項

本節は、鋼製シェッド上部工として架設工、現場継手工、現場塗装工、屋根コンクリート工、防水工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

9-5-2 材料

材料については、第2編第2章材料及び第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート、第6編4-3-2材料の規定によるものとする。

9-5-3 架設工

- 1．請負者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督員に**提出**しなければならない。
- 2．仮設構造物の設計施工については、第6編4-4-2材料の規定によるものとする。
- 3．地組工の施工については、第6編4-4-3地組工の規定によるものとする。
- 4．鋼製シェッドの架設については、第6編4-4-4架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

9-5-4 現場継手工

現場継手の施工については、第6編4-4-11現場継手工の規定によるものとする。

9-5-5 現場塗装工

現場塗装工の施工については、第6編第4章第5節橋梁現場塗装工の規定によるもの

とする。

9 - 5 - 6 屋根コンクリート工

- 1 . 請負者は、溶接金網の施工に当たっては、下記に留意するものとする。
 - (1) コンクリートの締固め時に、金網をたわませたり移動させたりしてはならない。
 - (2) 金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。
 - (3) 金網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。
- 2 . コンクリート・型枠の施工については、第 1 編第 4 章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- 3 . 請負者は、目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。

9 - 5 - 7 防水工

請負者は、防水工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

第 6 節 シェッド付属物工

9 - 6 - 1 一般事項

本節は、シェッド付属物工として、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

9 - 6 - 2 材 料

材料については、第 2 編材料編、第 6 編 4 - 3 - 2 材料の規定によるものとする。

9 - 6 - 3 排水装置工

請負者は、排水装置の設置に当たっては、水抜き孔と屋根上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。

9 - 6 - 4 落橋防止装置工

請負者は、**設計図書**に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

9 - 6 - 5 銘板工

- 1 . 請負者は、銘板の作成については、材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図 9 - 1 によらなければならない。

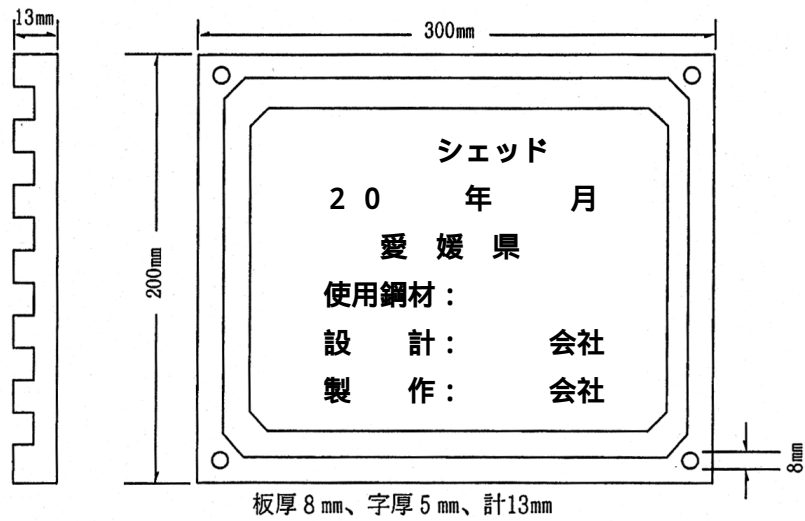


図 9 - 1

- 2．請負者は、銘板の取付位置については、監督員の指示によらなければならない。
- 3．請負者は、銘板に記載する年月は、鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。

第10章 電線共同溝

第1節 適用

1. 本章は、道路工事における仮設工、舗装版撤去工、開削土工、電線共同溝工、付帯設備工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第1編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

道路保全技術センター 電線共同溝

第3節 舗装版撤去工

10-3-1 一般事項

本節は、舗装版撤去工として舗装版破碎工その他これらに類する工種について定めるものとする。

10-3-2 舗装版破碎工

舗装版破碎工の施工については、第1編2-9-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。

第4節 開削土工

10-4-1 一般事項

本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

10-4-2 掘削工

1. 請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に定められていない場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督員と協議するものとする。

10-4-3 埋戻し工

1. 請負者は、狭隘部で機械による施工が困難な場合の埋戻しには砂又は砂質土を用いて水締めにより締固めなければならない。
2. 請負者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締固めなければならない。

10 - 4 - 4 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編3 - 3 - 7残土処理工の規定によるものとする。

第5節 電線共同溝工

10 - 5 - 1 一般事項

1. 本節は、電線共同溝工として管路工（管路部）、プレキャストボックス工（特殊部）、現場打ボックス工（特殊部）その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、**設計図書**に関して、監督員と**協議**しなければならない。
3. 請負者は、電線共同溝の施工に当たっては、占用企業者の分岐洞道等に十分配慮し施工しなければならない。

10 - 5 - 2 管路工（管路部）

1. 請負者は、管路工（管路部）に使用する材料について、監督員の**承諾**を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。

なお、打音テストとは、ひび割れの有無を**確認**するテストで、金槌を用いて行うものをいう。

2. 請負者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。
3. 請負者は、多孔管を用いる場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないように、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。
4. 請負者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部は電線引込み時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。
5. 請負者は、管路工（管路部）の施工に当たり、埋設管路においては防護コンクリート打設後又は埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管又は孔について**確認**しなければならない。

なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドリル又はテストケーブル、電力管については配管用ポピン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。

10 - 5 - 3 プレキャストボックス工（特殊部）

1. 請負者は、プレキャストボックス（特殊部）の施工に当たっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、プレキャストボックス（特殊部）の施工に当たっては、隣接する各ブロックに目違いによる段差、蛇行が生じないように敷設しなければならない。
3. 請負者は、蓋の設置については、ボックス本体及び歩道面と段差が生じないように施工しなければならない。

10 - 5 - 4 現場打ボックス工（特殊部）

- 1．請負者は、均しコンクリートの施工に当たって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
- 2．請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を**施工計画書**に明記しなければならない。また、これを変更する場合には、**変更施工計画書**に記載して監督員に**提出**しなければならない。

第6節 付帯設備工

10 - 6 - 1 一般事項

本節は、付帯設備工としてハンドホール工、土留壁工（継壁）その他これらに類する工種について定めるものとする。

10 - 6 - 2 ハンドホール工

- 1．請負者は、ハンドホールの施工に当たっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
- 2．請負者は、保護管等との接合部において、**設計図書**に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。

10 - 6 - 3 土留壁工（継壁）

請負者は、土留壁の施工に当たっては、保護管（多孔管）の高さ及び位置に留意して施工しなければならない。